

令和3年1月

組合員の皆様へ

古川信用組合

出資証券不発行（ペーパーレス化）のお知らせ

平素より古川信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、組合員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行しておりましたが、近年の株式会社における株券の不発行と同様、令和3年2月より出資証券を不発行とし、当組合の組合員名簿により電子的に一元管理することとなりました。

組合員の皆様からお預かりしている出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金残高ならびに組合員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

証券不発行（ペーパーレス化）後、出資金残高につきましては、毎年6月にお送りいたします「事業のご報告ならびに出資配当金通知書」でお知らせいたします。

なお、お手元の出資証券につきましては、回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、お届けの必要はなく出資金ならびに組合員としての権利等に何ら影響はありません。

組合員の皆様におかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】

古川信用組合 庶務管財課

電話 0229-22-1069

時間 9:00～17:00



出資証券不発行（ペーパーレス化）についてのQ&A

Q 1. 出資証券の不発行（ペーパーレス化）とは、どのようなことですか？

A 1. 出資証券は、有価証券（手形、小切手、株券等）とは異なり、預金証書と同様、単に一定の事実を証明する証拠証券に過ぎず、出資証券の保有の有無による組合員としての地位や権利が変動することはありません。
そのため、証拠証券である出資証券について、紙による証券を発行せず、組合員の皆様の情報管理を電子的な記録により行うものです。

Q 2. 何故、出資証券をペーパーレス化（不発行）するのですか？

A 2. 組合員の皆様の証券保管の手間の削減、および当組合における業務の合理化・事務の効率化の一環として、株式会社における株券の不発行制度や信用金庫等における出資証券の不発行制度と同様に、令和3年2月より出資証券をペーパーレス化し、当組合の組合員名簿により電子的に一元管理させていただくことになりました。

Q 3. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか？
返却のために店頭を持参しないといけないのですか？

A 3. お手元の出資証券は、そのまま保管いただければ結構です。

Q 4. 出資金に新規加入した場合は、何か発行していただけるのですか？

A 4. 新規加入・相続加入・譲受加入・増口加入をされた際には、お名前や出資金額等を記載しました「出資組合員加入承諾書」を発行させていただきます。

Q 5. 今後、増口や相続、譲渡、脱退などの手続きを行う際に、手元にある出資証券はどうすれば良いのですか？

A 5. ペーパーレス化しているため、お持ちいただかなくても問題ありません。お取引店の窓口にお持ちいただければ、当組合にて回収させていただきます。

Q 6. 現在、出資証券が手元に見当たらないのですが、届け出る必要はありますか？

A 6. 出資証券のペーパーレス化により、出資証券を紛失されても、組合員としての権利等に何ら影響はありませんので、お届けいただく必要はありません。

Q 7. 氏名を変更したのですが、証券を書き直す必要がないので、届け出なくても良いですか？

A 7. 組合員の皆様の情報は、電子的に一元管理しており、お名前を変更された場合には、この電子記録のお名前を変更させていただきますので、所定の書類にてお届けください。

Q 8. 自分の出資金を他人が脱退等してしまうことはないのですか？

A 8. 出資証券のご呈示が無くとも、お客様より頂きました加入申込書の印影や筆跡にて、組合員の方の本人確認を厳正に行いますので、他の方が出資金を脱退する等はできませんので、ご安心ください。

Q 9. 自分の出資残高を確認したいのですが、どうすれば良いのですか？

A 9. 出資金に加入していただいた際に、「出資組合員加入承諾書」を発行させていただきますので、これをご参考ください。

また、年に1回、「事業のご報告ならびに出資配当金通知書」にて当組合の事業内容と合わせて出資残高も通知させていただきますので、ご参考ください。

なお、不定期なタイミングでご確認が必要な場合は、お取引店にて残高証明書の発行を依頼ください。この際は、手数料が必要となりますのでご了承ください。

以上

古川信用組合